

ご確認ください

- 本商品は、フコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。
- 募集代理店(富国生命保険相互会社)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(富国生命保険相互会社)にご確認ください。
- フコクしんらい生命保険株式会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命保険株式会社は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、「注意喚起情報」『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(富国生命保険相互会社の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である富国生命保険相互会社の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL：0120-700-651(通話料無料)
受付時間 9:00～18:00
(土、日、祝日、年末年始などフコクしんらい生命保険株式会社の休業日を除きます)

- 当パンフレットは2025年1月現在の公的保障制度にもとづいて作成しています。
- その他にもご注意ください事項がございますので、本商品のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である「契約概要」「注意喚起情報」をご確認ください。

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、
お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651

受付時間 9:00～18:00

通話料無料(土、日、祝日、年末年始などフコクしんらい生命保険株式会社の休業日を除きます)

主な
サービス内容

- 契約内容に関するご照会
- 各種手続き方法に関するご案内*
- *住所、電話番号および契約内容の変更・給付金等の支払手続きに関するご照会等

[募集代理店]

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100(代表)
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

担当者

FU2507-F1

募AFS1425002(25.5)

医療自在FS

解約返戻金抑制型医療保険



Hello Kitty © 2025 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L654640

商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報

「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

※本冊子中の「当社」は「フコクしんらい生命保険株式会社」を指します。



この商品の引受保険会社はフコクしんらい生命保険株式会社です。

[募集代理店]

人と人の間に

フコク生命

THE MUTUAL

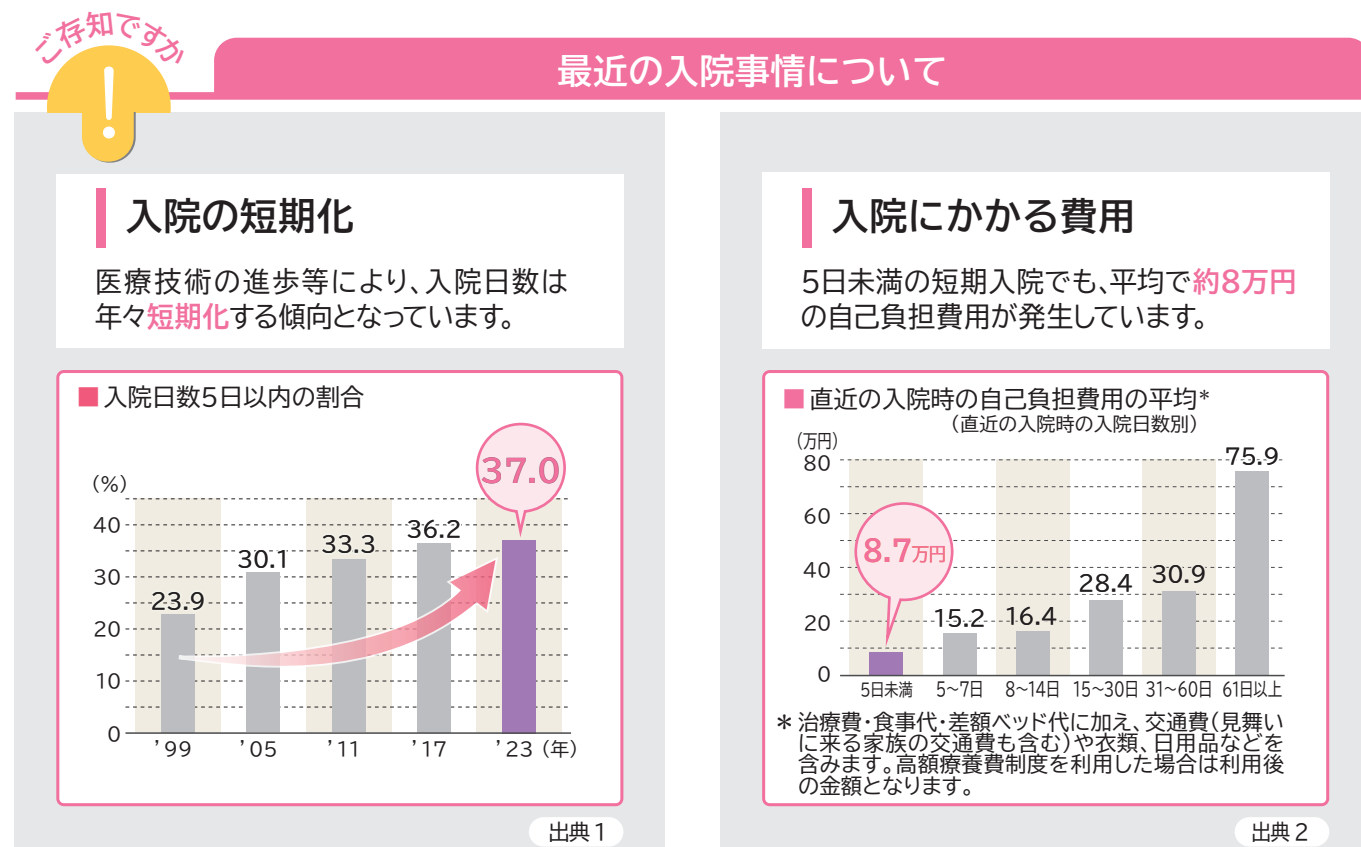
[引受保険会社]



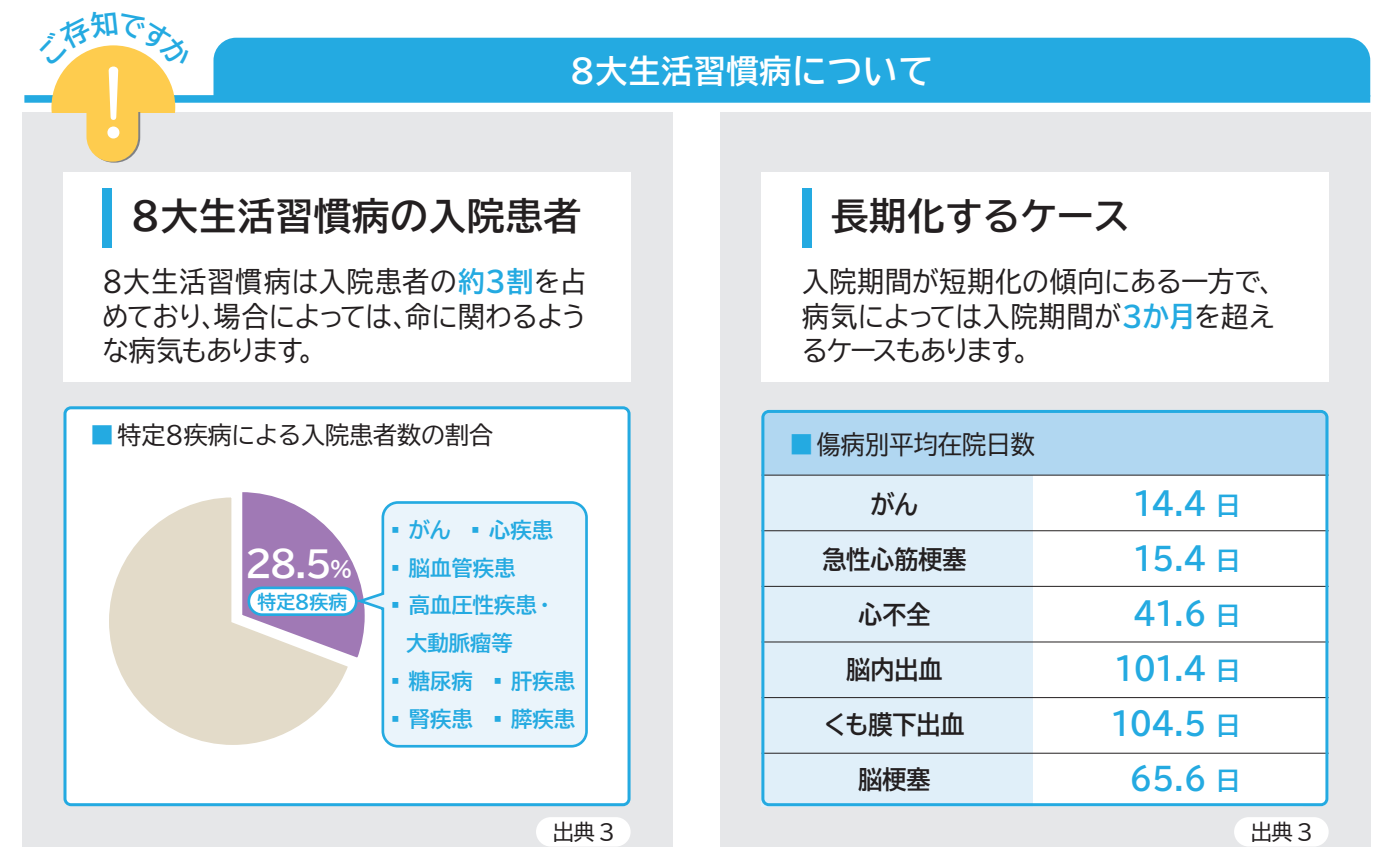
「医療自在FS」は、入院・手術の保障はもちろん、先進医療にそなえられる医療保険です。

がんを含む生活習慣病や特定の感染症、

		保障内容	保険期間	対象ページ
主契約	入院/手術/治療	解約返戻金抑制型医療保険		
		病気やケガによる入院を日帰り入院から保障 公的医療保険制度対象手術を入院中・外来を問わず保障 病気やケガによる放射線治療、先進医療、骨髄移植を保障	終身	P.3~4
特約	特定8疾病+特定感染症	特定8疾病による入院を保障 特定感染症による入院を保障	終身	P.5
	先進医療	先進医療の技術費用を実費で保障	10年	P.6



出典 1：厚生労働省「1999年、2005年、2011年、2017年、2023年 患者調査」をもとに当社作成
出典 2：(公財) 生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」



出典 3：厚生労働省「2023年 患者調査」をもとに当社作成

病気やケガによる入院・手術・治療にそなえる

●主契約：解約返戻金抑制型医療保険（特定8疾病入院無制限特則・入院時手術給付金等増額特則 付加）

主契約

入院給付金日額:5,000円の場合		支払事由等	支払額・支払限度				
入院	疾病入院給付金	病気やケガで入院したとき ・日帰り入院を含む5日以内の入院でも5日分お支払いします。 ・入院1回につき、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ・1入院の支払限度は60日となります。 ※ 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。支払対象の有無は、医療機関の診療明細書等で「入院基本料」の支払有無などを参考に判断します。	5日以内の入院1回あたり	25,000円	6日以上入院1日あたり	5,000円	支払限度日数 ・1回の入院につき60日 ・通算 1,095日* ※ 疾病入院給付金および災害入院給付金ごとに支払日数を通算して、それぞれ1,095日
	災害入院給付金		特定8疾病による入院		支払限度日数 無制限		
手術	手術給付金	病気やケガで手術を受けたとき ・公的医療保険制度対象の手術を約1,000種類保障 ※ 「創傷処理」「皮膚切開術」「抜歯手術」など、手術給付金をお支払いできない手術があります。くわしくは、P.14・15「契約概要」をご確認ください。	入院手術1回あたり	100,000円	外来手術1回あたり	25,000円	支払限度 ・通算制限なし
			給付金倍率：20倍	給付金倍率：5倍			
治療	放射線治療給付金	放射線治療・先進医療・骨髄移植を受けたとき、骨髄移植のドナーになったとき ・一時金をお支払いします。	一時金				支払限度 ・通算制限なし* ※ 放射線治療給付金は60日間に1回、骨髄ドナー給付金は1回のみ
	先進医療定額給付金		放射線治療給付金	先進医療定額給付金	100,000円	50,000円	
	骨髄移植治療給付金		骨髄移植治療給付金	骨髄ドナー給付金	給付金倍率：20倍	給付金倍率：10倍	
	骨髄ドナー給付金						

●保険料の払込免除について（免除事由）
つぎの場合には、将来の保険料のお払込みは免除となります。
・被保険者が責任開始期以降の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき。
・被保険者が責任開始期以降に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したとき。

「特定8疾病」の疾病種類と範囲	
特定8疾病	①がん（上皮内がんを含む） ②心疾患 ③脳血管疾患 ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑥腎疾患 ⑦肝疾患 ⑧脾疾患

※ 保障内容についてご留意いただきたいことがありますので、P.13～20「契約概要」をご確認ください。

特定8疾病・特定感染症にそなえる

●特定8疾病・特定感染症入院特約（特定8疾病入院無制限特則 付加）

上皮内がんも保障！

特定8疾病・特定感染症による入院

特定8疾病・特定感染症入院給付金

支払事由等

特定8疾病、特定感染症で入院したとき

- 5日以内の入院でも5日分お支払いします。
- 入院1回につき、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
- 1入院の支払限度は主契約と同様となります。

支払の対象となる特定感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている、一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。

支払額・支払限度

※お支払いには制限があります。くわしくは、P.16をご確認ください。

●入院給付金日額5,000円の場合

5日以内の入院1回あたり

25,000 円

6日以上入院1日あたり

5,000 円

支払限度日数

- 1回の入院につき60日
- 通算 1,095日

特定8疾病による入院

支払限度日数 無制限*

＊本特約には特定8疾病入院無制限特則が付加されるため、特定8疾病による入院については、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。（特定8疾病を原因とする特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。）

「がん」は上皮内がんも保障します

上皮内がんとは…がん細胞が上皮にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。
※部位によって上皮内がんの定義は異なります。

がん

上皮内がん

基底膜を超えて「浸潤」している

基底膜を超えていない

早期発見により、上皮内がんと診断される可能性が高いのは以下のような部位です。

■診断時の進展度分布(上皮内がん占率)

部位	占率
子宮頸部	67.5%
膀胱	46.0%
大腸(結腸・直腸)	20.9%
乳房	10.8%
食道	9.2%

出典 4

出典4:厚生労働省「2020年 全国がん登録 罹患数・率 報告」表5-1 進展度・総合(%)：部位別 B.上皮内がんを含む

5

先進医療にそなえる

●先進医療特約

支払事由等

先進医療

先進医療給付金

所定の先進医療を受けたとき

先進医療の技術費用を実費で保障

支払額・支払限度

先進医療にかかわる技術費用を通算 2,000万円まで保障します。

先進医療給付金直接支払サービス

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも特に高額となる「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、当社が先進医療給付金を直接医療機関*へお支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減します。

＊ 当社の直接支払制度を導入した医療機関に限ります。

※ 「先進医療特約」を付加した場合にご利用いただけるサービスです。

■「先進医療給付金直接支払サービス」の基本的な流れ

お客さま

医療機関

1 直接支払サービス利用の事前お申出

2 支払保証書の発行

3 支払保証書の提示

4 先進医療(照射)開始

5 先進医療給付金のお支払い

フコクしんらい

smart life partner

※保障内容についてご留意いただきたいことがありますので、P.13～20「契約概要」をご確認ください。

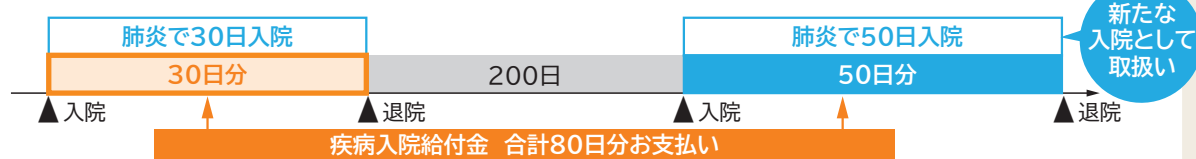
6

Q 複数回入院した場合の入院給付金の取扱いについて教えてください。

A 退院後の経過期間や入院の原因によって、新たな入院として取り扱うか、もしくは1回の入院とみなし、1回の入院の支払限度を適用します。

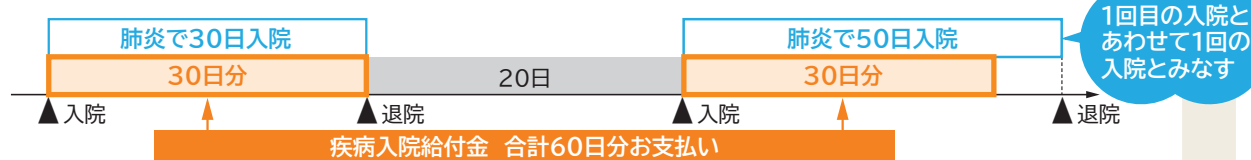
例1

直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日経過してから**疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときは、新たな入院とみなし、1回の入院として取り扱いません。



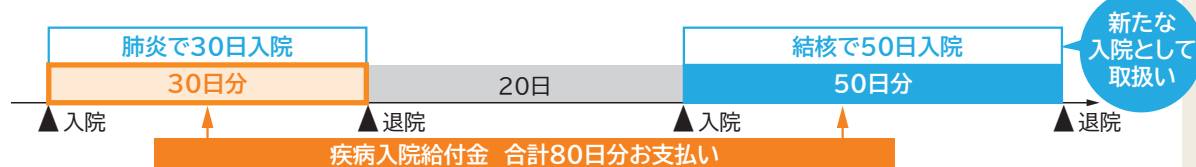
例2

直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内に、同一の疾病で**疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときは、1回の入院とみなし、1回の入院の支払限度を適用します。



例3

直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内に、異なる原因で**疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときは、新たな入院とみなし、1回の入院として取り扱いません。



※因果関係のない異なる疾病の場合は、1回の入院として取り扱いません。

ご契約後の安心サービスについて

しんらいの ご家族サポートサービス

保険契約者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等が契約内容の照会や各種お手続きを行うことができます。

※ご加入後にお申し込みいただけます

※ご契約時にお申し込みいただけます

お客さまのご家族登録制度

●ご家族を登録していれば契約内容を確認できます。

保険契約者代理特約

●保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます。

指定代理請求特約

●指定代理請求人を指定していれば保険金等を請求できます。



「お客さまのご家族登録制度規約」については当社ホームページでご確認ください。



※ ご検討にあたっては『お客さまのご家族登録制度規約』『契約概要』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます



フコクしんらい生命の無料相談室

フコクしんらいダイヤルサービス

健康・介護相談

健康ダイヤルサービス

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについてまで、看護師・介護支援専門員・医師^{*1}・栄養士^{*2}が幅広いご相談にお答えします。

年中無休/24時間

年金相談

年金ダイヤルサービス

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

※当日10時より先着順で予約受付

毎週火・水・木曜日^{*3}/午前10時～午後5時

税務相談

税務ダイヤルサービス

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

※当日10時より先着順で予約受付

毎週水曜日^{*3}/午前10時～午後5時

*1 医師へのご相談は精神科・心療内科を除きます。

*2 医師・栄養士へのご相談は予約となる場合があります。

*3 年金相談と税務相談は、祝日・年末年始を除きます。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トレ

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

☑ 川島隆太教授(東北大学加齢医学研究所) 監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定(セルフチェック)

☑ 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる

* 当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります。

1日10分、
自宅で脳の
健康づくり!

※「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
・各サービスは2025年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。

公的保障制度について

監修●社会保険労務士 長野 加寿美

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2025年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとになる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。
年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

- *1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
- *2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、
厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて
将来受け取る年金額を試算できる



<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>



https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として
「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

- *1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
- *2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、
のこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

- * 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	左記以外を原因とするもの（交通事故など） 給付対象外
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

* ●がん（末期） ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護（要支援）認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部（入浴・掃除など）に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療	
	公的医療保険負担	1～3割自己負担
●医療費の自己負担割合		
小学校入学前	2割	
小学生以上70歳未満	3割	
70～74歳	2割 ^{*1}	
75歳以上	1割 ^{*2}	
^{*1} 現役並み所得の場合は3割となります。 ^{*2} 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。		
●自己負担限度額（70歳未満） 1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、 高額療養費制度により超過分が支給 されます。		
標準報酬月額	所得区分	自己負担限度額
	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% <4回目以降：140,100円>
	53万円以上 83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% <4回目以降：93,000円>
	28万円以上 53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% <4回目以降：44,400円>
	28万円未満	57,600円 <4回目以降：44,400円>
住民税非課税		35,400円 <4回目以降：24,600円>

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がいのとき

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分（区分1～6）」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です（所得に応じた自己負担上限あり）。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。（所得制限があります。）
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について（2021年4月版）」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。
障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

契約概要

～必ずお読みください～

- 「契約概要」（P 13～20）は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1

引受保険会社の名称と住所など

- ◆名 称 フコクしんらい生命保険株式会社
- ◆住 所 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100（代表）
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

2

商品の特徴としくみ図

- ◆この商品の正式名称は、解約返戻金抑制型医療保険です。
- ◆この商品は、疾病や不慮の事故で入院されたときをはじめ、手術、放射線治療、先進医療、骨髄移植治療を受けられたとき、また骨髄ドナーとなり採手術を受けられたときの、一生涯の保障を目的とした解約返戻金抑制型医療保険を主契約とします。
解約返戻金抑制型医療保険には、取扱条件の範囲内で、一生涯にわたり特定8疾病または特定感染症による入院の保障を特徴とする特定8疾病・特定感染症入院特約、一定期間の先進医療の技術料実費の保障を特徴とする先進医療特約を付加することができます。

解約返戻金抑制型医療保険（主契約）	一生涯の保障
特定8疾病・特定感染症入院特約	一生涯の保障
先進医療特約	一定期間の保障（自動更新）

- 参照
- ・主契約と各特約の保障内容については、**3** 保障内容 をご確認ください。
 - ・取扱条件については、**4** ご契約の取扱条件をご覧ください。
 - ・保険料については、保険設計書をご確認ください。

3

保障内容

[特定8疾病入院無制限特則・入院時手術給付金等増額特則 付加]

お支払いする給付金		お支払いする場合	お支払いする金額	お支払限度
解約返戻金抑制型医療保険（主契約）	疾病入院給付金		被保険者が疾病により入院されたとき	1回の入院の支払限度 60日 （通算支払限度 1,095日） ①入院日数が5日以内の場合 入院給付金日額×5 ②入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数 特定8疾病による入院は無制限*3
	災害入院給付金		被保険者が不慮の事故*1により入院*2されたとき	1回の入院の支払限度 60日 （通算支払限度 1,095日）
	手術給付金	入院中以外（外来）で受けられた手術の場合	被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の手術*4を受けられたとき	入院給付金日額×5 なし
		入院中に受けられた手術の場合		なし
	放射線治療給付金		被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の放射線治療*5を受けられたとき	入院給付金日額×20 なし （ただし、60日間に1回）
	骨髄移植治療給付金		被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の骨髄移植*6を受けられたとき	なし
	先進医療定額給付金		被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の先進医療*7による療養を受けられたとき	入院給付金日額×10 なし
	骨髄ドナー給付金		被保険者が所定の骨髄移植のドナーになられたとき*8	1回

この商品には以下の特則が付加されます。

特則の付加により、入院給付金のお支払限度および手術給付金等のお支払額はつぎようになります。

特 則	お 支 払 限 度 ・ お 支 払 額
特定 8 疾病入院無制限特則	特定 8 疾病による入院について、1 回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。(この特則による疾病入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。)
入院時手術給付金等増額特則	手術給付金(外来の手術)：入院給付金日額の 5 倍 手術給付金(入院中の手術)：入院給付金日額の20倍 放射線治療給付金：入院給付金日額の20倍 骨髄移植治療給付金：入院給付金日額の20倍 先進医療定額給付金：入院給付金日額の10倍 骨髄ドナー給付金：入院給付金日額の10倍

(注) 災害入院給付金の支払事由と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合、災害入院給付金のお支払いがある間は、疾病入院給付金を重複してお支払いしません。

- * 1 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- * 2 お支払いの対象となる入院とは、不慮の事故の日から180日以内に開始した入院です。
- * 3 特定 8 疾病による入院について、1 回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。
- * 4 お支払いの対象となる手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術です。ただし、次の①～⑥に該当する手術は、手術給付金をお支払いできません。①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマン④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術⑤抜歯手術⑥鼻腔粘膜焼灼術（下甲介粘膜焼灼術を含む）
また、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、お支払額のもっとも高い1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。入院時手術給付金等増額特則を付加した場合でも、手術給付金のお支払対象となる手術は同一となります。
- * 5 お支払いの対象となる放射線治療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。
- * 6 お支払いの対象となる骨髄移植とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいいます。また、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなし、お支払いの対象となります。ただし、異種移植および公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されていない骨髄移植は除きます。
- * 7 お支払いの対象となる先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。なお、先進医療定額給付金のお支払いは、同一の疾病または傷害を原因として、同一の先進医療による療養を複数回受けた場合でも、1 回の給付となります。
- * 8 組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的としたものをいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。また、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した後に行われた骨髄幹細胞の採取手術であることを要します。なお、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植は骨髄ドナー給付金のお支払いの対象となりません。

この商品には以下の特約を付加することができます。*9

[特定 8 疾病入院無制限特則 付加]

お支払いする給付金		お支払いする場合	お支払いする金額	お支払限度
特定 8 疾病・特定感染症入院特約	特定 8 疾病・特定感染症入院給付金	被保険者が特定 8 疾病*10または特定感染症*10により入院されたとき	①入院日数が5日以内の場合 入院給付金日額 × 5 ②入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額 × 入院日数	1 回の入院の支払限度 60日 (通算支払限度 1,095日) 特定 8 疾病による入院は無制限*11

お支払いする給付金		お支払いする場合	お支払いする金額	お支払限度
先進医療特約	先進医療給付金	被保険者が所定の先進医療*12による療養を受けられたとき	先進医療の技術にかかわる費用の額	通算2,000万円

- * 9 お取扱いには条件があります。くわしくは、生命保険募集人(富国生命保険相互会社の担当者)にご確認ください。
- *10 対象となる特定 8 疾病および特定感染症については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- *11 本特約には特定 8 疾病入院無制限特則が付加されるため、特定 8 疾病による入院については、1 回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定 8 疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。(特定 8 疾病入院無制限特則による特定 8 疾病・特定感染症入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。)
- *12 お支払いの対象となる先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。

4

ご契約の取扱条件

解約返戻金抑制型 医療保険(主契約)	入院給付金日額	3,000円～20,000円*1
	保険期間・保険料払込期間	終身
	契約年齢範囲（被保険者）*2	55～75歳
	付加される特則	特定8疾病入院無制限特則 入院時手術給付金等増額特則
特定8疾病・ 特定感染症 入院特約*1	入院給付金日額	1,000円～主契約の入院給付金日額*1
	保険期間・保険料払込期間	終身
	契約年齢範囲（被保険者）*2	55～75歳
先進医療特約*1	保険期間・保険料払込期間	10年
	契約年齢範囲（被保険者）*2	55～75歳
保険料払込方法		月払
最低保険料		1,000円 ※特約保険料を含みます。
引受選択		告知書扱

*1 お取扱いには条件があります。くわしくは、生命保険募集人(富国生命保険相互会社の担当者)にご確認ください。

*2 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、お申込みされてもご加入いただけないことがあります。

※「特定8疾病・特定感染症入院特約」および「先進医療特約」は、お申込時のみ特約を付加いただけます。ご契約成立後に当該特約を付加すること(特約の中途付加)はできません。

5

先進医療特約の自動更新について

- ◆保険契約者あてに、更新日の3か月前に「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から特約保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、特約は、特約保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- ◆更新後の特約保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約保険料は、更新前と異なる場合があります。
- ◆更新後の特約保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で特約保険期間を変更することがあります。
- ◆更新前の先進医療特約からすでに先進医療給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算します。先進医療給付金のお支払いは通算して2,000万円を限度とします。
- ◆更新後の特約保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が85歳を超える場合は、更新のお取扱いをいたしません。

6 指定代理請求特約について

◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、指定代理請求人が給付金の代理請求をすることができます。また、指定代理請求人が給付金を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が給付金の代理請求をすることができます。

※「特別な事情」とは、被保険者ご自身が給付金を請求できないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、給付金を請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、給付金を請求できないとき など

◆保険契約者は被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、給付金の代理請求を行う場合には、給付金の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

◆保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

◆給付金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。

◆指定代理請求人に給付金をお支払いした後、保険契約者または被保険者からお問合わせがあった場合、当社はその給付金の支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。

 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』④しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 をご覧ください。

7 保険料払込の免除について

つぎの場合には、将来の保険料のお払込みは免除となります。

- 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になられたとき。

 ・「所定の高度障害状態」については、『ご契約のしおり・約款』普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

・「所定の身体障害の状態」については、『ご契約のしおり・約款』普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

8 契約者配当金について

この商品は無配当の商品です。したがって、契約者配当金はありません。

9 解約返戻金について

解約返戻金抑制型医療保険、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約には解約返戻金はありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客様サービス室

T E L 0120-700-651（通話料無料）

受付時間 9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。



くわしくは、本書面30ページをご覧ください。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

- 「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」（P 21～30）は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、「責任開始期に関する特約」を付加するご契約の場合、ご契約の申込日からその日を含めて **8日以内** であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ◆お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- ◆お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- ◆お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に給付金のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が給付金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 既契約の内容変更のとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号
⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）

（ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）

- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行

- 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命
【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>

- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2 健康状態や職業などの告知（告知義務）

告知義務

◆ 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、
 - ・ 過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）
 - ・ 現在の健康状態
 - ・ 身体の障がい状態
 - ・ 職業 などについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**

告知受領権

- 告知受領権は当社が有しています。
- 当社の代理店（生命保険募集人）には告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

◆ お客さまの傷病歴などによってはご契約をお断りすることもあります。（傷病歴などがある方をすべてお断りするものではなく、お引受けできる場合もあります。）

お申込内容などの確認

◆ 給付金および保険料払込免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合

◆ 故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日。以下同じ）から2年以内であれば、**当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**

 責任開始日から2年を経過していても、給付金のお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合

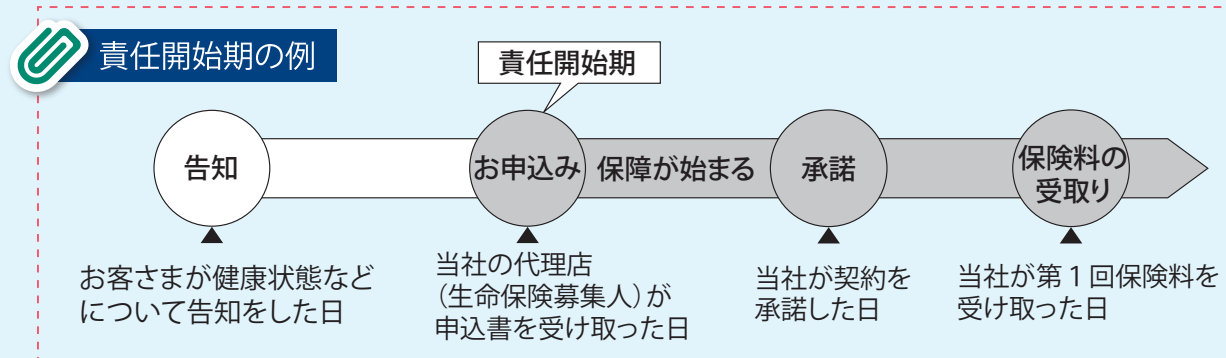
- 給付金をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。

（ただし、「給付金のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）

- 以下の場合、当社はご契約または特約を解除することはできません。
 - ・ ご契約の際の告知等（*）により当社が解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のため知らなかった場合
（*）告知していただいた内容（富国生命保険相互会社のみに対する告知事項を含みます。）のほか、告知とあわせて提出された健康診断結果通知書等の内容や、富国生命保険相互会社における過去の告知・給付歴等を含みます。
 - ・ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
 - ・ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合
- ◆ 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金をお支払いできないことがあります。
例えば、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。**
この場合、
 - **責任開始日からの年数は問いません。**
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消しとなることがあります。）
 - **すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

3 保障の開始（責任開始期）

- ◆責任開始期に関する特約を付加した場合、当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- ◆責任開始期に関する特約を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。

- 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

- 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。**



第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。



具体例など詳しくは、『ご契約のしおり・約款』⑩ 保障の開始（責任開始期）をご覧ください。

当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 給付金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因**とする場合

ただし、ご契約の際の告知等（*）により当社がその原因の発生を知っていた場合、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。

（*）告知していただいた内容（富国生命保険相互会社のみに対する告知事項を含みます。）のほか、告知とあわせて提出された健康診断結果通知書等の内容や、富国生命保険相互会社における過去の告知・給付歴等を含みます。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が**告知義務違反により解除**となった場合

- 重大事由によりご契約または特約が解除**された場合

（例）

- ・保険契約者などが給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき
- ・保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など

- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、**第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効**になった場合

- 第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効**した場合

- 保険契約について保険契約者などの**詐欺の行為があつてご契約が取消し**になった場合

- 給付金の**不法取得目的があつてご契約が無効**になった場合

- 給付金の**免責事由に該当**した場合

（例）

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など



具体例など詳しくは、『ご契約のしおり・約款』⑤ 給付金をお支払いできない場合をご覧ください。

5 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

保険料払込の猶予期間

- ◆ 第2回目以降の保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお払込みください。払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。
 - 月払の場合…………… 払込期月の翌月初日から末日まで
 - 年払・半年払の場合…… 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで

ご契約の失効

- ◆ 猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。

ご契約の復活

- ◆ いったん失効したご契約でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑬ 効力を失ったご契約の復活 をご覧ください。

6 ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- ◆ 生命保険契約では、お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ◆ 保険商品の中には、より低廉な保険料でご契約いただけるように、解約返戻金をなくしたり、解約返戻金の水準を低く設定しているものがあります。
 - 解約返戻金抑制型医療保険、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約には解約返戻金はありません。



特定8疾病入院無制限特則、入院時手術給付金等増額特則のみの解約はできません。



くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑯ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

7 業務または財産の状況の変化による給付金額などの削減について

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- ◆ 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。



くわしくは、『ご契約のしおり・約款』お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- ◆現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ◆新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。

9 給付金などのご請求について

- ◆給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに「フコクしんらい生命 お客様サービス室」にご連絡ください。
- ◆給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、『ご契約のしおり・約款』・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)
- ◆当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者のご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていれば、それぞれの契約について給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- ◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金について、被保険者ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金の代理請求をすることができます。
 - ▶ 指定代理請求人となられる方に、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。



くわしくは、『ご契約のしおり・約款』④ しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客様サービス室

T E L 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お客様の個人情報に関する重要事項

1. 個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客様の個人情報を、以下の目的のために利用します。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の留意事項

（1）機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

（2）第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客様の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
- ② 再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③ 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

（3）その他個人情報の利用・提供

- ① 法令にもとづく場合
- ② 当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③ 契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤ 保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥ 保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。

その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧ください、お客さまサービス室へご照会ください。

【ホームページ】
<https://www.fukokushinrai.co.jp>

【お客さまサービス室】
TEL：0120-700-651（通話料無料）
受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

富国生命保険（相）との個人情報の共同利用について

当社は、お客さまが富国生命保険相互会社の保険契約の転換と同時に当社の解約返戻金抑制型医療保険をお申込みの場合に、当社および富国生命保険相互会社におけるお客さまの保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために、つぎの情報を富国生命保険相互会社と共同で利用いたします。

共同利用する個人データの項目

- ① お客さまの氏名、生年月日、性別、住所および電話番号等
- ② ご契約内容およびその後の異動
- ③ 給付金等の支払事由が発生した場合の状況等
- ④ 告知書、診査報状、健康管理証明書、その他ご提出いただいた健康診断結果通知書等に記載の情報、およびその他の保健医療情報

<管理責任者> 当社（フコクしんらい生命保険株式会社）
<共同利用者> 富国生命保険相互会社
住所：東京都千代田区内幸町2-2-2
ホームページ：<https://www.fukoku-life.co.jp>

Web 約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb 約款※を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12. つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。※「Web 約款」とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs
12
つくる責任
つかう責任

Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web 約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中



QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://web-ic.fukokushinrai.co.jp/clause/nonContractor/>

ご契約成立（保険証券到着）後



QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://web-ic.fukokushinrai.co.jp/clause/contractor/>

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

解約返戻金抑制型医療保険

（販売名称：医療自在F S）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。
※取扱窓口は「富国生命保険相互会社」となります。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 「富国生命保険相互会社からご加入」を選択してください。
- ③ 解約返戻金抑制型医療保険（販売名称：医療自在F S）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望する」に✓をしてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。